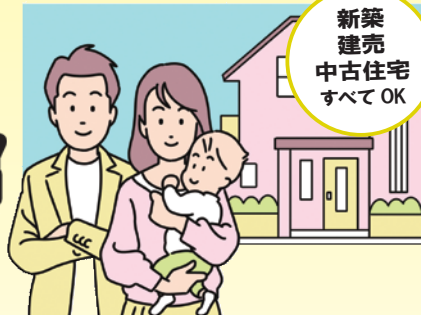


令和5年度

鶴田町移住定住促進交付金

新築
建売
中古住宅
すべてOK



町では、移住・定住促進を図るため、町内に住宅を所有していない方が、新たに町内で住宅を取得する場合に、移住定住促進交付金を交付します。

基本

鶴田町に
住宅を取得
した方



加算

子育て世帯

中学3年生までの
子を持つ方
(出産予定を含む)

移住世帯

新たに鶴田町に
転入した方

移住定住促進交付金を交付いたします！

制度概要

対象物件

居住用として取得した新築・建売・中古住宅で
次の①～②の条件を満たす物件

①既存住宅の建替えや
無償譲渡、贈与、相
続により取得する住
宅でないこと

②居住用部分の割合が、延
べ床面積の2分の1以上
かつ、面積が50㎡以上
の住宅であること

※建築後1年以上経過した建売住宅は中古住宅扱いとなります。

申請者要件

令和4年4月1日以降に住宅を取得した方で
次の①～②の全てを満たす世帯

①当該住宅地に住民登
録を有し、5年以上
の定住を見込む者で
あること

②世帯員が住宅の所有権
を2分の1以上有して
いること
(共有持分の場合は共有者
の同意が必要です)

交付額（基本額 + 加算額）

住宅の区分	基本額	加 算 額
新築住宅 建売住宅	10万円	(1)圏域外転入※加算：5万円 or 移住※世帯加算：10万円 (2)子育て加算：子ども(中学生まで)・妊婦1人につき 2万円 (3)町内建築業者利用加算：5万円
中古住宅	5万円	(1)圏域外転入※加算：5万円 or 移住※世帯加算：10万円 (2)子育て加算：子ども(中学生まで)・妊婦1人につき 2万円

※1：圏域外転入：当町と定住自立圏を構成する五所川原市・つがる市・鯉ヶ沢町・深浦町・中泊町以外からの転入

※2：移住：青森県外からの転入をいいます。

受付期間など

令和6年3月29日まで

受付時間：8時30分～17時

受付窓口：役場 企画観光課まちづくり班

※受付順に交付決定を行い、予算がなくなり次第、受付終了となります。

その他

上記のほか、要件の詳細や申請方法は直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

■問い合わせ・申請先：役場 企画観光課まちづくり班 TEL：0173-22-2111（内線261）